

議案第 98 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 9 月 2 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 9 の 2 中「特別徴収対象年金所得者」の次に「（以下「特別徴収対象年金所得者」という。）」を加える。

第 25 条の 9 の 5 中「第 321 条の 7 の 9」を「第 321 条の 7 の 10」に改め、同条を第 25 条の 9 の 6 とし、第 25 条の 9 の 4 の次に次の 1 条を加える。

（特別徴収対象年金所得者が本市の区域外に転出した場合の取扱い）

第 25 条の 9 の 5 特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において本市の区域内に住所を有しない場合には、第 25 条の 9 の 2 の規定（法第 321 条の 7 の 8 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収するものを除く。）にかかわらず、法第 321 条の 7 の 9 第 2 項の規定により普通徴収の方法によって徴収するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第25条の9の5の規定は、この条例の施行の日以後の公的年金等（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等をいう。以下同じ。）に係る所得に係る個人の市民税の徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の徴収については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、特別徴収対象年金所得者が本市の区域外に転出した場合の取扱いを定めること等のため、この条例を制定するものである。